

IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方
及び
災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

令和4年3月

(検討事項)

- 全国において電話サービスを提供するNTT東日本・西日本は、IP網への移行に伴う距離別の料金体系の撤廃に合わせて離島通信に関する特例も廃止することを検討。
- これに伴い、これまでユニバーサルサービスとされてきた離島特例通信については、今後はユニバーサルサービスとして位置づける必要はないのではないか。

(委員等意見)

- 料金が全国均一になる以上は、離島特例通信について見直すのは当然のこと。ただし、誤解を招きかねないので、特例料金が補填の対象外になるにすぎないといったことが伝わる説明が必要。(ユニバーサルサービス政策委員会(第24回)大谷専門委員)

(方向性案)

- 全国一律料金となることから特例料金のメリットがなくなり、離島通信を特例扱いとする必要性がなくなるため、当該特例通信役務をユニバーサルサービスの対象外とすることが適当ではないか。
 - ◆ 第一種公衆電話の設置基準の見直し後であっても、引き続き戸外における最低限の通信手段として新たな設置基準に基づき離島等においても設置され、利用は可能となる。

(検討事項)

- IP網への移行により、第一種公衆電話の通話について距離別の通話料金の区分がなくなり、トラヒックとしても「市内通信」とその他の通信を区別する必要がなくなる中で、これまで第一種公衆電話の「市内通信」をユニバーサルサービスとして定めてきたことについて、今後はどのように整理すべきか。
- 加入電話については、アクセス回線に係る役務をユニバーサルサービスとして位置づけているが、公衆電話については、回線の契約が存在せず、通話の都度契約している形式になっていることを考えると、加入電話と同様にアクセス回線をユニバーサルサービスとして位置づけることは難しいのではないか。
- 第一種公衆電話に係るユニバーサルサービスの範囲の在り方を検討するに当たっては、第一種公衆電話に係る補填額の算定方法の在り方(検討事項4:補填額算定方法の在り方)と密接不可分で検討すべきではないか。

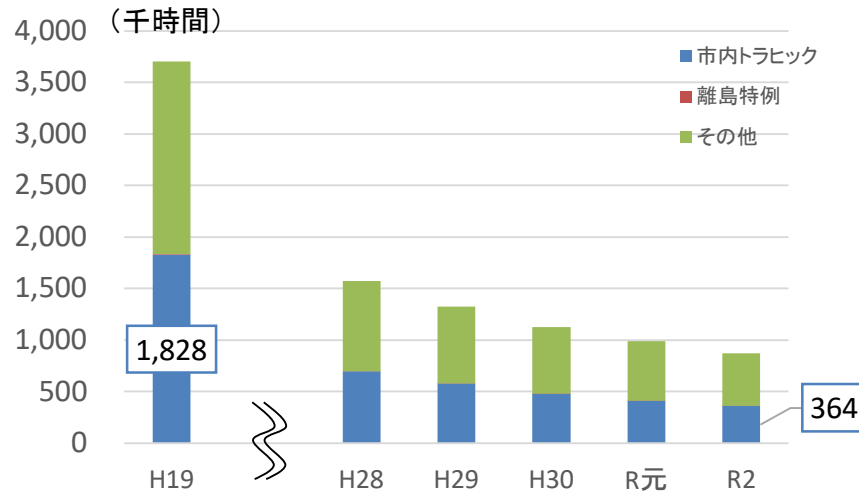
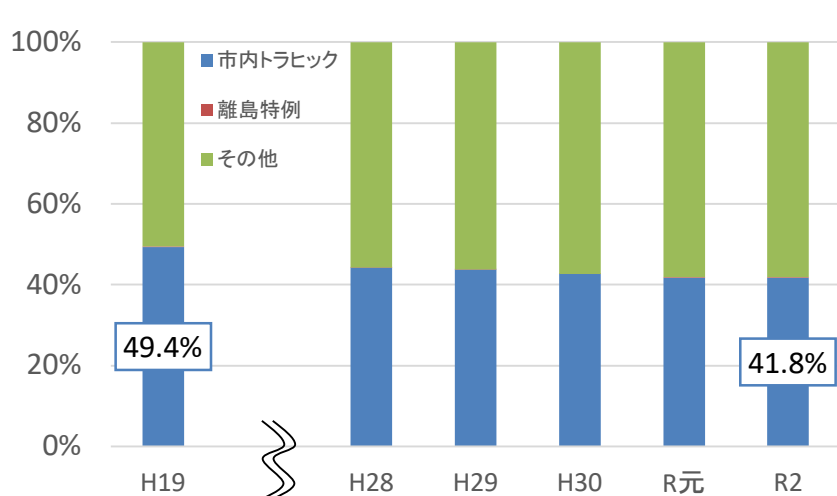
(委員等意見)

- IP網への移行により、距離別の通話料金区分がなくなり全国一律料金となるが、NTT東日本・西日本において市内通信のトラヒックは引き続き特定可能。(NTT東日本・西日本よりヒアリング)
- 戸外における通信手段の確保という本来の制度目的を踏まえると、第一種公衆電話のユニバーサルサービスの範囲を市内通信に限定する理由は薄れていると考えており、今後の環境変化等も踏まえ、将来的には費用負担の在り方も含めてユニバーサルサービスの範囲について議論が必要。(ユニバーサルサービス政策委員会(第25回)(以下、「第25回委員会」)という。)NTT東日本・西日本)

(方向性案)

- 「市内通信」は、「同一MA内通話が全体の約6割(平成11年度)を占め、利用実態から見て基礎的な通信手段に該当」と判断され、ユニバーサルサービスとして指定されたもの(平成12年答申)。
- 第一種公衆電話では、令和2年度で全体の41.8%が市内通信に利用されており、補填開始直後の平成19年度の49.4%から大幅な減少はないことから、公衆電話における市内通信は、依然として「基礎的な通信手段」として重要な意味を持ち、引き続きユニバーサルサービスの対象とすることが適当ではないか。
- なお、公衆電話の「市内通信」が減少傾向にある点は事実であるため、現時点においてその重要性は否定されるものではないものの、戸外における最低限の通信手段を確保するという考え方を踏まえ、今後の環境変化を見極めつつ補填の在り方と合わせて検討していく必要があるのではないか。

○第一種公衆電話の市内通信トラヒックの割合



ユニバーサルサービス交付金補填額の算定のためのデータより記載

(参考) IP網へのマイグレーション後の公衆電話料金(2024年1月~適用)(税込み)

| 公衆電話発 | 現状 |
|----------|------------------------------------------------------------------|
| 固定電話着 | 昼間・夜間: 56秒/10円~8秒/10円 深夜・早朝: 76秒/10円~13.5秒/10円 <距離段階・時間帯別> |
| 携帯電話 | 15.5秒/10円 |
| 050IP電話着 | 17.0~18.0秒/10円 |



| IP網への移行後 |
|------------------------|
| 56秒/10円 <全国一律・全時間帯> |
| 現状と同額 |
| 18.0秒/10円 |

※令和4年1月20日NTT東日本・西日本発表
ユニバーサルサービス政策委員会(第24回)では未定だったもの。

IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～ 電気通信審議会(平成12年12月21日)

4 ユニバーサルサービスの確保

(2)ユニバーサルサービスの範囲

イ ユニバーサルサービスの具体的範囲

- ② ユニバーサルサービスの範囲を検討する際には、その範囲を拡大すれば地理的格差なくサービスを楽しむことができる利用者が増加する一方、その提供コストも膨らむことから、必要最小限の範囲とする必要がある。また検討に際しては、サービスの普及率の他、サービスに対する社会的ニーズ、技術の進展動向等を総合的に勘案することが必要である。
- ③ こうした観点に立てば、ユニバーサルサービスの範囲には、
 - (a)加入電話サービス(加入者回線アクセス及び市内通話サービスの他、特例料金が適用される離島通話サービス)、
 - (b)公衆電話サービス(戸外における最低限の通信手段を確保する観点から一定の基準で設置される第一種公衆電話のうち加入電話サービスと同等の部分)
 - (c)緊急通報サービス(警察110番、消防119番及び海上保安庁118番)
- ④ 加入電話サービスのうち、加入者回線アクセス及び市内通話サービスをユニバーサルサービスとするのは、加入者回線アクセスについては多様な電気通信サービスを利用するための最低限のアクセス手段であると考えられること、また市内通話サービスについては同一MA内に終始する通話が全体の約6割(平成11年度で61.0%)を占めており、利用実態からみて基礎的な通信手段に該当すると考えられることによる。
- ⑤ 公衆電話サービスについては、国民各層にとって機器が使いやすいものであるよう配慮するとともに、機種変更に関する情報を国民利用者に対して十分提供する等、利用者利便の確保に配慮することが望まれる。

「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申 情報通信審議会(平成17年10月25日)

第2章 ユニバーサルサービス基金による補填の対象等

第4節 補填の対象となる具体的役務

1 補填の対象となる具体的役務

イ 市内通話

- 2 平成12年度にマイライン登録制度が導入され、市内通話にも実質的な競争が導入された後、この状況は大きく変化している。平成15年度におけるNTT東・西以外の事業者のシェアは、通信回数については27%、通信時間についても25%と平成11年度から大幅に増加している。また、平成17年4月末時点で、NTT東・西以外のマイライン参加事業者は、市内通話の登録数の31%を獲得しており、うち5事業者は全国一律をサービスエリアとしてNTT東・西と遜色ないサービスを展開している。すなわち、市内通話については、既に全国的に競争状態が実現し、その中で安定的にサービスが供給されていると考えられる。
- 3 市内通話の設備面における費用については、接続料制度を通じてNTT東・西とそれ以外の事業者の間で同じ条件が適用されていることから、NTT東・西の市内通話サービスのみを基金による補填の対象とすることは、公正競争上適当ではない。市内通話についても、市外通話や国際通話と同様に基金による補填の対象から外すべきである。

(検討事項)

- 現状、第一種公衆電話については、ユニバーサルサービスの範囲である市内通信等に係る収支差額部分(赤字相当分)を補填しているが、検討事項2のとおり、IP網への移行に伴い、ユニバーサルサービスの範囲について見直しを行う必要があることから、補填の対象についても併せて検討することが必要ではないか。

(委員等意見)

- 第一種公衆電話にかかる費用(実際費用・県間携帯着等含む)は年間 円、内訳は下表の通りであり、IP網移行による影響は僅少(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
 - ・(全体)
 - ・(市内) (ユニバーサルサービス)※IP網移行により、主に交換機費用が低減見込み。

(方向性案)

- (第一種公衆電話のユニバーサルサービスの範囲を「市内通信」から変更しない場合)現状の「市内通信の赤字額」を補填するという基本的な考え方を変更しないことが適当ではないか。
- IP網への移行に伴い事業者間精算のためのエリア情報の流通は行わないことが合意されているため、接続事業者が料金設定を行う通信(0120、0570)の市内通信トラヒックについては従来の方法では算定することができなくなることから、その取扱いについてどう考えるか検討する必要があるのではないか。

○第一種公衆電話のIP網移行に伴う影響 (第25回委員会NTT東日本・西日本資料より)

赤枠内は委員限り

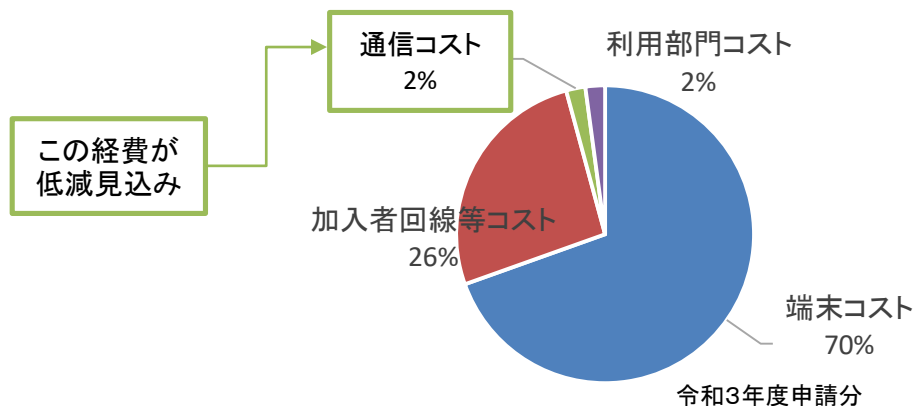
(単位: 億円)

| | 補填額 | | | |
|-------------|-----|-------|-------|--------|
| | 合計 | 市内通信等 | 県内市外等 | 県間・携帯等 |
| 主に回線にかかる費用 | | | | |
| 主に端末にかかる費用 | | | | |
| 主に交換機にかかる費用 | | | | |
| 合計 | | | | |

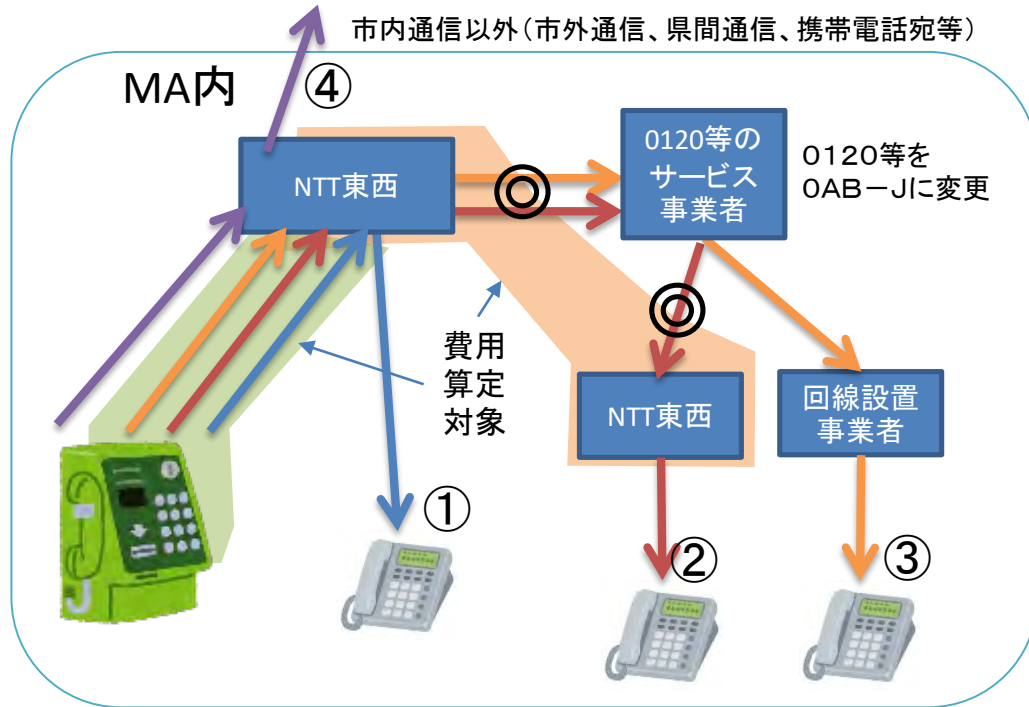
| |
|------------|
| IP網移行による影響 |
| 影響なし |
| 低減見込み |

(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)

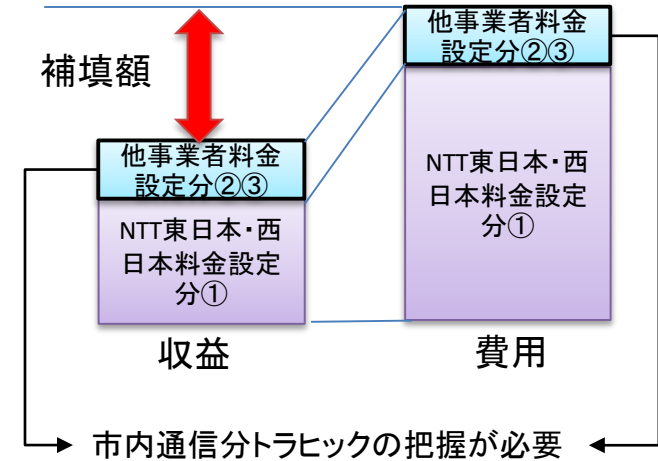
○第一種公衆電話の市内通信補填額内訳



○第一種公衆電話の市内通信の補填額の算定方法について



| 収益 | 費用 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ①にかかる利用者料金 ②及び③に係る0120等のサービス事業者からの接続料等収入 | <ul style="list-style-type: none"> ①～③に係る公衆電話機費用及び端末回線等に要した費用 ①～③それぞれの交換機等に要した費用 |



- ◎ 相互接続点
- ①: NTT東日本・西日本が料金設定する通信
 - ②及び③: 0120等のサービスを提供する事業者が料金設定する通信
 - ④: 公衆電話発の同一MA以外に着信する通信

【費用算定方法】

- 公衆電話機単価 × (市内通信トラヒック(①～③) ÷ 公衆電話発信全トラヒック(①～④))
- 端末回線及びNTSコストも上記と同様の計算方法
- 公衆電話発信の市内通信に係る①～③のトラヒックに応じた交換機の接続料相当の合計

(検討事項)

- 第一種公衆電話については、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月情報通信審議会答申)(以下「答申」という。)において、交付金全体の支出を抑制し、効率化を図る観点から設置基準の緩和等を図ることが適当とされたところであり、現在、そのための制度整備が進められつつある。
- 答申においては、「公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持(効率化に必要となる撤去費用を含む)については、交付金の対象とすることが適当」としているところ、設置基準の緩和を受けて今後進められる撤去に係る費用の算定方法について検討が必要ではないか。

<計画期間>

(委員等意見)

- 工事折衝等のリソース強化を図ることで、基本的には10年で完了する計画。ただし、撤去の折衝等を踏まえると、最終的には15年程度が必要と試算。当初5年間で削減台数の5割を撤去する等、可能な限り早期に台数を削減。2年程度で対応を一巡するよう速やかに折衝を進め、撤去しやすいものから優先的に撤去。実際の折衝状況等に応じて、各年の削減台数計画も、随時見直していく予定。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料、第25回委員会を踏まえた追加質問へのNTT東日本・西日本回答)
- 15年計画は長すぎるのではないか。速やかな撤去が国民負担の軽減につながるということを考えると、委託先の都合で撤去に掛かる期間が延びるのは不自然なように思う。(第25回委員会岡田委員、三友主査 同旨)
- 第二種公衆電話は、当社の負担・経営判断により当社が採算性を基準として設置しているものであり、法令により設置が義務付けられる第一種公衆電話とは性質が異なるものであることから、第二種公衆電話への転用は基本的には困難と考えている。(第25回委員会を踏まえた追加質問へのNTT東日本・西日本回答)
- 東京都や大阪府等、設置基準より多く設置している地域を中心に、同一敷地内において複数の第一種公衆電話が設置されていることもあるが、今回の見直しを踏まえ、早期に撤去を進めていく。(第25回委員会を踏まえた追加質問へのNTT東日本・西日本回答)
- 通常入ることができない場所、建物の中などにおいてある第一種公衆電話はどの程度あるのか。(第25回委員会長田専門委員)

(方向性案)

- 速やかな削減を促す観点から、当初計画の10年間と、その後の撤去困難電話機の対応期間である令和14年度以降(11年目から15年目)とは、補填の在り方において区別して検討する必要があるのではないか。
- 計画期間(10年)終了後も撤去困難電話機が残置し新たな設置基準以上の電話機を補填し続けることで、災害時用公衆電話への補填が十分に行われない可能性を考慮し、新たな設置基準台数(1割程度の余剰分を含む)を上回る台数について、当初計画期間終了後は、撤去費を含む補填の対象から除くこととしてはどうか。(撤去費の補填については次項で検討)
- NTT東日本・西日本によれば、第二種公衆電話は「採算性を基準に維持」又は撤去しているというが、補填対象となる第一種公衆電話はユニバーサルサービスのために必要と思われる設置基準台数を、最終的には国民負担において維持しているものである。設置基準より大幅に超過する台数を長期間国民負担による補填の対象としつつ、その間にNTT東日本・西日本が採算性を理由に第二種公衆電話の撤去を進めることは、国民の理解を得難いのではないか。第二種公衆電話撤去のために一定の人員を配置するのであれば、第一種公衆電話の撤去のために当該人員を振り分けるなど、第一種公衆電話の撤去に優先的に取り組むべきではないか。

(参考) 令和4年度事業計画申請中(令和4年3月1日公表)における記載 公衆電話削減計画 NTT東日本△5千台、NTT西日本△6千台
 ※ 令和3年3月31日現在 公衆電話設置台数 145,643台(内 第一種公衆電話108,655台、第二種公衆電話:36,988台)
- ただし、具体的な11年目以降の補填の在り方については、対応が一巡する令和5年度や、STEP1が終了する令和8年度までの費用を含む撤去による費用効率効果及びNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、検討すべきではないか。

<撤去費用>

(委員等意見)

- 撤去費()円) + 除却損()円) 15年間累計()円(市内通信相当分のみ)。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 撤去費用も含めた事業運営に要する費用について、補填の対象になると考える。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 第一種公衆電話の台数削減計画の初期段階には、撤去費用も含めた費用の総額は一時的に上昇する可能性があるものの、当社としてはできる限り早期に台数を削減していくことで、維持費用の早期抑制を目指していく考え。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 第一種公衆電話削減初期については撤去費用が削減額を上回ることから、負担の平準化の観点から撤去費用の一部を繰り延べすることも一つの案として考えられる。(第25回委員会NTT東日本・西日本・質問回答)

(方向性案)

- 撤去費については、令和4年度から発生することから令和5年度申請分(令和6年度交付分)から対象とする。
- 撤去費は今回の見直しにより必要となる一時的な費用であり、かつ、早期の撤去を促す観点から、交付期間を限定したうえで補填対象としてはどうか。
- 補填対象となる「撤去費」は、実際に要した費用をベースにNTT東日本・西日本の非効率性を排除した形で算定されるべきではないか。
 - ◆ 現在の補填額算定時に計算される「撤去費用」は、LRICで投資額×撤去費用対投資額比率で算定されており、実際にかかった費用としては補填されていない。
- 繰り延べ補填については、以下の理由から、今後の検討課題としてはどうか。
 - ◆ 後年度に負担を平準化することにより、災害時用公衆電話への補填がさらに先送りになる可能性がある
 - ◆ 今後、当初計画以上に削減が実現し撤去費用が想定より大幅に増額した場合には再度検討を行う
- なお、対応が一巡する令和5年度や、STEP1が終了する令和8年度までの費用を含む撤去の状況や撤去による費用効率化効果及びNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、再検討を行うべきではないか。

○第一種公衆電話の削減計画(第25回委員会NTT東日本・西日本資料より)

赤枠内は委員限り



○撤去費(撤去費+除却損)を加えた額を補填した場合の番号単価(NTT東日本・西日本資料を参考に総務省が試算)

| 決算時期(年度)※ | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) | 2026(R8) |
|--------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 前年度補填額(加入電話+第一種公衆電話)(億円) | | | | | |
| 収入減少(億円) | | | | | |
| 公衆電話撤去による効率化(億円) | | | | | |
| 撤去費+除却損(億円) | | | | | |
| 総補填額(億円) | | | | | |
| 番号単価(円) | | | | | |

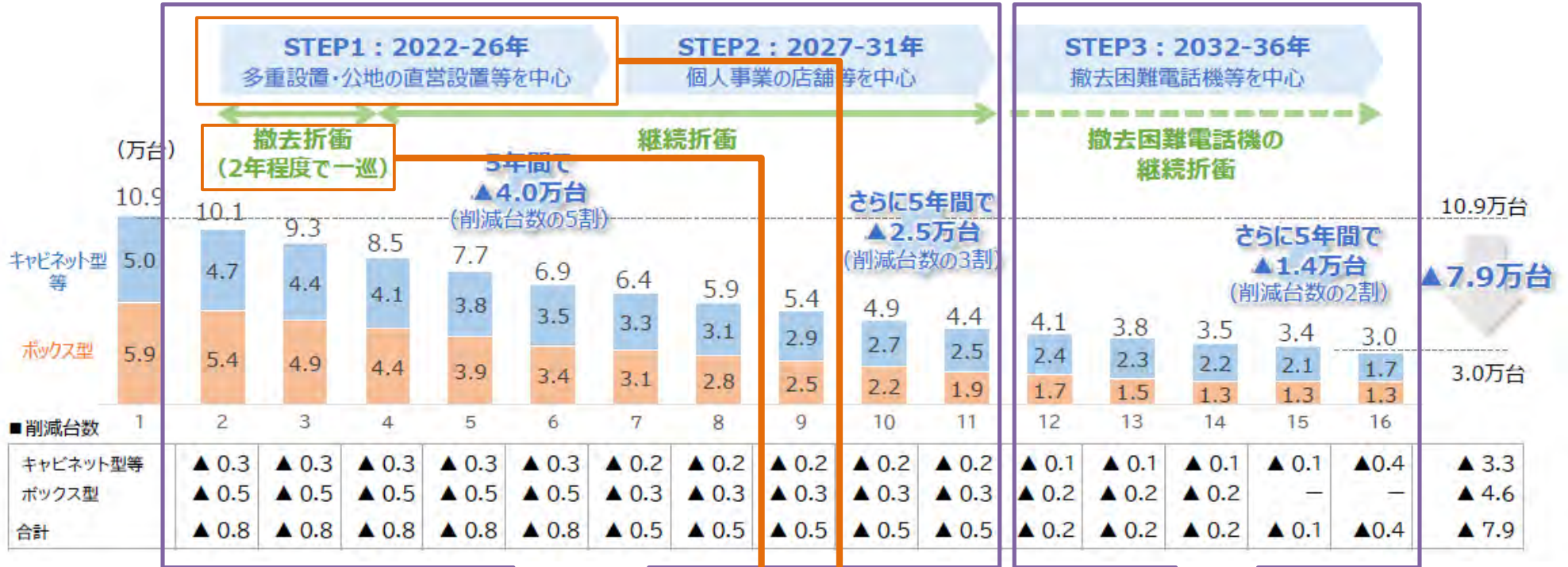
赤枠内は委員限り

※決算時期の翌年度に認可申請し、
 実際の補填は翌々年度
 (例)決算時期 2022年度
 交付金認可 2023年度
 交付開始 2024年度

○NTT東日本・西日本第25回委員会資料を元に作成

➤ 最終的な第一種公衆電話の設置台数は3.0万台となり、7.9万台の削減が必要となることから、撤去の折衝等を踏まえると、撤去には10～15年が必要と試算(ボックス型:4.6万台、キャビネット型等:3.3万台)

※ 第一種公衆電話の台数削減については、基本的に10年で完了するよう計画する考えです(第25回委員会を踏まえた追加質問へのNTT東日本・西日本回答)



【撤去期間として計画】

- 撤去折衝が一巡した後や、STEP1の結果を受けSTEP3の取扱いについて検討すべきではないか。
- 設置基準台数を上回る分について、撤去費含む補填対象から除くことについて検討してはどうか。

(参考)ユニバーサルサービスに係る収支の状況及び補填額等

| 会計年度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----------------------------|------|------|--------|--------|--------|---------------|--------|--------|------|---------------|---------------|------|---------------|------|------|--------------|
| ユニバ収支(億円) | -518 | -849 | -1,254 | -1,312 | -1,185 | -1,103 | -1,079 | -1,022 | -819 | -818 | -816 | -796 | -535 | -395 | -572 | -546 |
| 加入電話 | -472 | -809 | -1,213 | -1,270 | -1,143 | -1,065 | -1,039 | -981 | -781 | -783 | -783 | -758 | -502 | -362 | -539 | -513 |
| 公衆電話 | -46 | -40 | -42 | -42 | -43 | -38 | -40 | -41 | -38 | -35 | -33 | -38 | -34 | -32 | -33 | -33 |
| 認可年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 補填額(億円) | 152 | 136 | 180 | 188 | 152 | 111 | 74 | 69 | 69 | 68 | 69 | 65 | 65 | 66 | 67 | 68 |
| 加入電話 | 121 | 93 | 138 | 146 | 110 | 71 | 35 | 30 | 30 | 30 | 32 | 29 | 28 | 28 | 29 | 28 |
| 公衆電話 | 31 | 43 | 42 | 43 | 42 | 40 | 38 | 39 | 39 | 37 | 37 | 36 | 37 | 38 | 38 | 40 |
| ユニバ収支 ー補填額(億円) | 366 | 713 | 1,074 | 1,124 | 1,033 | 992 | 1,005 | 953 | 750 | 750 | 747 | 731 | 470 | 329 | 505 | 478 |
| 加入電話 | 351 | 716 | 1,075 | 1,124 | 1,033 | 994 | 1,004 | 951 | 751 | 753 | 751 | 729 | 474 | 334 | 510 | 485 |
| 公衆電話 | 15 | -3 | 0 | -1 | 1 | -2 | 2 | 2 | -1 | -2 | -4 | 2 | -3 | -6 | -5 | -7 |
| 適用年 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| 1番号あたりの 月額負担額 (番号単価) | 7円 | 6円 | 8円 | 8円 | 7円 | (1~6月) 5円 | 3円 | 3円 | 2円 | (1~6月) 2円 | (1~6月) 2円 | 2円 | (1~6月) 2円 | 2円 | 3円 | (1~6月) 2円 |
| | | | | | | (7~12月) 3円 | | | | (7~12月) 3円 | (7~12月) 3円 | | (7~12月) 3円 | | | |

※ 「ユニバ収支」は、NTT東日本・西日本のユニバーサルサービスに係る営業損失を記載。(実際の赤字額)

(検討事項)

- 答申では、事前設置型災害時用公衆電話(以下「災害時用公衆電話」という。)について、今後は基本的にアクセス回線を対象として補填の対象としていくことが適当としつつ、「第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を見極めた上で、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期について適時適切に判断する必要がある」としている。また、「災害時用公衆電話の補填に当たっては、「第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない」ことが求められている。
- 災害時用公衆電話の補填について検討する前提として、第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を具体的に把握し、それに基づき検討を行う必要があるのではないか。
- これら補填額の算定方法の在り方についての検討に当たっては、補填のための交付金を実質的に国民利用者の負担に繋がっていることを踏まえ、各項目ごとの検討に加え、それらを合計した総額への影響も踏まえた上で検討する必要があるのではないか。

(委員等意見)

- 事前設置型の災害時用公衆電話にかかる費用は年間 円、アクセス回線の費用でありIP網移行の影響はない。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- これまで、災害時用公衆電話の維持コストについては、公衆電話機能の接続料に加算することで、当社を含めた電気通信事業者全体で維持費を負担してきた。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして維持していくことを踏まえれば、これに係るコストについては、原則、全額を補填の対象として整理することが妥当。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 全額を補填の対象とすることが困難な場合、補填の対象外となる部分については、今後も引き続き接続料で精算する等、負担の公平性を確保するための仕組みが必要。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)

(方向性案)

- 災害時用公衆電話に係る費用については、現在、アクセス回線費用が接続料に転嫁され、電気通信事業者全体で維持費を負担してきたことに鑑み、ユニバーサルサービス交付金による補填においても、対象はアクセス回線部分のみとすることが適当ではないか。
 - ◆ 災害時用公衆電話という役割と、現状電気通信事業者全体により支えられているという点を鑑みると、一部のみを補填し、残額をNTT東日本・西日本の負担とすべきではない。
- 一方、令和3年7月答申にもあるように、災害時用公衆電話の補填は、国民負担を増やさない範囲で行われるべきものであるため、第一種公衆電話削減の具体的な効果を踏まえた上で、補填開始時期や具体的な算定方法について検討を行う必要がある。
- 現在の第一種公衆電話の削減額及び撤去費用の想定によれば、撤去費用を全額補填の対象とした場合、番号単価としての国民負担は増加しないものの、補填額の総額は増加することとなる。
- このため、撤去折衝が一巡する令和5年度以降に、第一種公衆の削減効果やNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、以下の点について検討を行うべきではないか。
 - ◆ 台数削減を行う直前の令和3年度実績の補填額(令和4年度申請分)を基準額とし、令和4年度以降は第一種公衆電話の設置に係る補填額との差額を「台数削減による費用効率化効果額」とし、当該額が撤去費用を上回るようになった際に、災害時用公衆電話の補填を開始するべきではないか。
 - ◆ また、災害時用公衆電話の補填は、基本的にユニバーサルサービス交付金で補填されることが望ましいが、災害時用公衆電話への補填開始後の「費用効率化効果額」との差額への対応策については、補填開始の時期と併せて検討すべきではないか。

○災害時用公衆電話に係る費用

<災害時用公衆電話>

(単位：億円)

| | 金額 |
|-------------|----|
| 事前設置型にかかる費用 | |

IP網移行による影響なし

※現在認可申請中の2022年度適用の公衆電話機能の接続料に加算されている災害時用公衆電話の費用（屋内配線等の設置工事費・通話料は含まない）

※災害時用公衆電話の電話機（端末）は施設管理者が設置するため、NTT東西の費用は発生しない